

1909年から1918年米国カリフォルニア州における移民孤児対策：慈善矯正委員会による人種別保護と知能調査を中心に

大森, 万理子

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（移民教育史・社会事業史）：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1906139>

出版情報：教育基礎学研究. 12, pp.1-16, 2015-03-28. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

1909年から1918年米国カリフォルニア州における 移民孤児対策

— 慈善矯正委員会による人種別保護と知能調査を中心に —

大 森 万理子

はじめに

本稿の目的は、1900年代末から1910年代の米国カリフォルニア州において行われた孤児対策で、孤児の人種によって異なる対策がなされ、それが知能検査によって根拠づけられる様相を明らかにすることである。非白人のなかに精神薄弱児が見出され、非白人の孤児は施設に収容される一方、白人の孤児は里親家庭に委託するという人種別保護の実施が正当化されていった。

1900年代から1910年代において、カリフォルニア州で孤児対策を担っていたのは慈善矯正委員会（State Board of Charities and Corrections）であった。カリフォルニア州の慈善矯正委員会に関する先行研究は管見の限りないが、多くの州で慈善局、慈善委員会等の名称で類似の役割を担う組織が存在していた。各州の当該施設の施設長が集い、1874年に全米慈善矯正会議が開催され、移民と精神薄弱を含む問題群に取り組む全国組織へと展開した（トレント 1994=1997a, 129）。ジェームズ・トレントは、全米慈善矯正会議において社会改革家や慈善家の働きかけによって精神薄弱への関心が高まった点を指摘し、また、シカゴ大学のセツルメント・ハウスは遅れのある子どもたち向けの事業を行い、その対象に移民の子どもたちが多く含まれていたことに言及する。（トレント 1994=1997a, 130; 1994=1997b, 29）。

マサチューセッツ州の慈善局の前身となった外国人被救済貧民委員会を検討した田中きく代の論稿は、移民問題との関係性を論じている点で示唆に富むものである¹。田中は、救貧法から福祉国家体制への展開過程に被救済貧民削減の問題を位置づけ、社会制御と社会改革の両面から論じている（田中 1990, 124）。マサチューセッツ州の場合、福祉国家形成の前段階で行われた州政府主導の貧民救済の対象が、流入を続ける外国人移民であったという点が重要である。「良い移民」と「悪い移民」を区別し、場合によっては強制送還する権限を州が有していたことを指摘する（田中 1990, 132）しかし、移民の選別について田中は被救済貧民政策のネイティビズムが存在したと指摘するに留まっており、移民の選別の根拠を解明するには至っていない（田中 1990, 134）。

従来の研究では、ニューディール政策を福祉国家形成の起点として捉え、白人男性労働者や都市の下層民のような「忘れられた人々」を社会保障の対象として包摂していく

ことで、福祉国家体制が成立したと論じられてきた²。しかし、本稿で示されるように「忘れられた人々」である移民孤児への対策は、ニューディール以前から始まっており、後の福祉国家体制に引き継がれていくことになる。孤児対策を合理化するため、人種による選別がなされ、国家による排除と包摂が福祉国家の準備段階で起きていたのである。

本稿では、アメリカ福祉国家誕生の前夜の孤児対策について、当該時期に移民の流入を経験していたカリフォルニア州に着目して検討を行う。まず、慈善矯正委員会の事務局長オーモント・ゲイツ (Almont Gates) の言説分析によって孤児の救済方法について論じる。そこでは、孤児院における施設収容を縮小するために里親委託が進められ、人種に応じて孤児の里親家庭を選定することが提案されたことが明らかとなる。次に、慈善矯正委員会を中心とする協同委員会によって実施された知能調査について1918年の調査報告書をもとに分析し、精神薄弱と人種の問題が接合される論理を明らかにする。それによって、福祉国家体制の準備段階で孤児の救済方法を合理化するために、保護の対象を人種によって分類していった過程を示すこととする。

1. 人種に基づく里親委託

1) 施設から里親へ

カリフォルニア州の慈善矯正委員会が州議会のもとに設立されたのは、1903年のことであった。「州の慈善・矯正・刑罰に関する施設について調査し、報告書をまとめるための権限」が慈善矯正委員会に与えられた (SDPW 1926, 9)。1911年にはホームとそこに収容された子どもの監督責任という機能が委員会に付与され、さらに児童保護のためのホームや施設、寄宿舎に対して委員会が監査を行い、認可を与えるとする条例が2年後の1913年に制定された (SDPW 1926, 9)。児童福祉における政府の役割が増大する他州の動向とも相俟って、カリフォルニア州では貧民の子どもへの対策に注目が集まっていた。要保護児童³を慈善矯正委員会はいかに眼差していたのだろうか。1909年にサンフランシスコで開催された児童会議 (Children's Conference) において、同委員会の事務局長オーモント・ゲイツが「カリフォルニアの要保護児童」という題目で講演を行っている⁴。

講演の冒頭でゲイツは要保護児童に対する親の義務に言及し、成熟するまで養育され、教育される権利を子どもは有し、キリスト教社会において、この養育と教育を授ける義務は子どもに生を与えた親たちにあるとする (Gates 1909b, 3)。こうした子どもの権利を保障するために、家族が「神聖」なものであることは不可欠であり、法によって守られるものだとする。こうした前提のもと、「不完全な家庭」に関して続けて次のように述べる。

だが、家庭は時として不完全である。片親、あるいは両親の死、親の道徳的義務の不履行、あるいは親の離婚によって義務が放棄されることで崩壊する。ささいな理由や気まぐれで離婚する親の権利を認めるときに、子どもの権利が除外される傾向にあることは遺憾なことである（Gates 1909b, 3）。

このように、子どもを養育し、教育する責任は親に帰されることを想定しつつも、「不完全な家庭」において、子どもに対する親の義務が十分に果たされていないことを憂いていた。

こうした「不完全な家庭」の子どもたちは孤児院に收容されていたが、カリフォルニア州はとりわけ孤児の收容児数が多く過收容であることが指摘されていた。カリフォルニア州の児童福祉事業団体と施設を調査したウィリアム・H・スリンガーランドは、他州に比してカリフォルニア州の施設收容率が高いのは要保護児童に関する計画の失敗によるものだと指摘した（Slingerland 1916, 3-4）。スリンガーランドが調査対象としていた7州（ニューヨーク、カリフォルニア、メリーランド、オハイオ、ニューハンプシャー、ペンシルベニア、マサチューセッツ）の中で、カリフォルニアの児童收容数は合計9,057名とニューヨークに次いで多かった（Slingerland 1916, 4）。孤児の收容状況に応じて補助金の交付が決められたため、より多くの孤児を收容することに施設が執着するという問題を従来の孤児院が孕んでいたことをゲイツは非難する（Gates 1909b, 5）。

両親は争い、離婚する。孤児保護施設へ子どもを入れるために申し込む。一人の親が支払いを約束すれば、大した疑問もなく子どもたちは受け入れられる。しかしながら、支払いはたいてい長くは続かない。もう一人の親は姿を消し、探す努力は何もなされないまま、死んだとされる。そして、その子どもたちは半孤児（half-orphan）とリストに載せられ、州の補助をうける（Gates 1909b, 5）。

片親は生きているにも拘らず、施設に「半孤児」として養育費の支払いをしないまま預けられ、州からの補助金を受けるケースは頻繁に起きていた（Gates 1909b, 5）。このように、孤児院が必要以上に子どもを收容し、州からの補助金を多く得ようとする実態に関して、州政府は取締りを強化しようとした。「どんなによい孤児院もよい家庭に代わることはできない」として、施設に不用意に多くの子どもを收容することに対して反対していた（Gates 1909b, 8）。ゲイツは孤児院が全く不要な施設と考えていたわけではないが、より家庭的な環境のもとで子どもは養育されるべきものと捉えていた⁵。「われわれの社会システムの基礎は家庭であり、子どもは家庭を築く者の一人となるよう教育されるべきである。施設で教育された子どもは家庭的な発想を完全に失くしてしまう」とあるように、施設へ安易に子どもを入れてしまうことを批判する（Gates 1909b, 8）。カリ

フォルニア州で要保護児童が多数収容されていることの理由として、子どもを扶養する義務を親が放棄することが、制度的に容易になってしまっているのだとゲイツは反省的に述懐する (Gates 1909b, 4)。

カリフォルニアでは、要保護児童に対して州が適切な働きをしてこなかった。二つのことを怠ってきた。まず、子どもの世話をするという重荷から容易に親を逃れさせてきた。二つ目に、責任をもって監督することなく、民間にそうした子どもの世話を許可してきた (Gates 1909b, 3)。

民間の孤児収容施設が野放しに運営されていることへの懸念と、そうした施設に対する州政府の権限を強化しようという意図が込められている。民間の施設が子どもを過剰に保護し、親は養育を放棄している状態にあるとして、州政府の対応について反省を促す。「州は子どもの究極の保護者であり、すべての権利を守り、子どもたちに保障することは州の義務である」と、子どもに対する州の義務について述べる (Gates 1909, 6)。

子どもは市民としての義務に備えるため、子どもが的確に養育され、教育されることを州は希求する。それゆえ、親が子どもにこれらの権利を与えることができるならばそうすることを強要するし、また親がいない場合に子どものために介入することは州の義務である (Gates 1909b, 3)。

将来の市民となる子どもたちを適切に養育し、教育する役割を担う保護者がいなければ、その子どもを保護することが州の義務であることを述べ、民間の孤児院に依存してきた州の体質を改善することが提案され、その解決策として提示されたのが里親委託制度であった。子どものいない夫婦は「善い親となり、善い家庭を維持するだろう」と述べ、「要保護児童への最良の対策はこのような家庭に託すことである。子どもにとっても、養父母にとっても、州にとっても、それが最善である」とし、里親委託がここで方策として打ち出されたのである (Gates 1909b, 8)。カリフォルニアの場合は孤児院での養育が浸透していた一方、収容児数が少ない他州では施設への滞在は短期に抑えられ、可能な限り早く、受け入れ家庭へ送られた (Slingerland 1916, 4)。

2) 里親家庭の選別

里親委託制度についての検討に入る前に、海外から流入してくる移民について、ゲイツがどのような見解を示していたかをまず確認しておく必要がある。前章で扱った児童会議と同年の6月10日、ゲイツはニューヨーク州バッファローを訪れ、全米慈善矯正会議 (National Conference of Charities and Correction) に出席し、そこで「太平洋沿岸にお

ける東洋移民」という演目で講演を行った。講演では東洋人、とりわけ日本人移民に対する危惧が表れている。当時、日本からの労働者は「クーリー（苦力）」と呼ばれ、大量にアメリカに流入していたが、日本人が低賃金で働くため、家庭をもつアメリカ人男性は仕事から締め出されているとし、カリフォルニアでアメリカ人と日本人のあいだに生じた「憎しみの感情」を雇用の問題に起因するものとして説明する（Gates 1909a, 4-5, 9）。

ゲイツは殊に日本人移民と中国系移民の家族のあり方について言及し、「東洋人はこの国で全く家族生活がない」と非難する（Gates 1909a, 9）。「日本人のうち、23,341人は男性で、女性はほんの985人であった。これらの女性の大多数は売春婦と言って間違いない。1900年以降、さらに多くの日本人女性が不道德な目的で入国させられ、到着した者のおよそ3分の1は女性だった」として、男女比の不均衡が日本人移民コミュニティにおける売春の蔓延を引き起こしたのだと断定する（Gates 1909a, 10）。そしてさらに、ゲイツの不安はその子どもたちの存在に及んでいる。

同化を語るのは全く無意味なことである。この国へ来る白人たちは、同一の人種へと結合するだろう [...] アングロ・サクソンは白色人種の異なる支脈を1つに結合させる力を有し、おそらく、我々は今日、新しく、より優れたアングロ・サクソンを作り上げているのである。赤と黒の人種も、将来のアメリカ人に同化されるが、黄色人種はそうならない。黄色人種はカリフォルニアに来て60年以上になるが、全く白人文明に近づいてはいない。考え方においても生活においても、彼らは未だに蒙古人である。生まれのため、幸運にも今やアメリカ市民となった彼らの子どもたちも、そうなのである（Gates 1909a, 11）。

アメリカの生地主義ゆえにアメリカ市民となれた黄色人種の子どもたちであるが、考え方も生活も「蒙古人（Mongolian）」のままであり、「赤」や「黒」の人種とされた先住インディアンやアフリカンと異なり、黄色人種は同化の可能性が低いとされた。慈善矯正委員会の事務局長として委員会の筆頭であったゲイツは、上述のように日本人を含む東洋からの移民の流入に対して非常に悲観的であり、危惧していた。慈善矯正委員会の児童保護の対策に、ゲイツの見方は反映されていくことになる。

児童会議で行われた講演で、ゲイツが州の孤児保護施設の改善を実施すべきであると主張したことはすでに述べた。当時のカリフォルニアの保護施設では、孤児の過収容によって州の財政が圧迫されていることが問題となっていた。ゲイツは州の財政負担を減らすためにも、孤児は保護施設に預けるのではなく、里親を見つけて育てられるべきだと提案していた。

10のうち1の結婚で子どもがいけないというのが常である。[...] 家のない子どもが、

こうした子どものいない家庭のひとつに入れられたならば、関係者全員に利益が生じる。[...] 子どもにとっても、養父母にとっても、州にとってもそれが最善である (Gates 1909b, 8)。

孤児にとっては養父母のもとで育てられることが最善であると考えていたゲイツであるが、家庭の選別が特に重要であると考えていた。つまり、白人の子どもが中国人の家庭で育てられるというような状況は避けられるべきであるとするように (Gates 1909b, 9)、人種に適合した家庭が選別されることが必須であった。

慎重かつ入念に作業は行われなければならない。子どもと家庭はお互いにふさわしいものが選択される必要がある。人種と宗教の境界線はできる限り注意して見なければならぬ。たとえば、ユダヤ人の子どもはユダヤ人の家庭に在るべきであるし、白人の子どもが蒙古人やニグロの家庭に入れられることは決してあってはならない (Gates 1909b, 8)。

ここからわかるように、子どもの人種と異なる家庭では適切な養育はできないという考えが根底にあったのである。

東洋からの移民に対するゲイツの懸念は、里親の選定基準に及び、孤児の救済方法を方向付けることとなった。白人の子どもが「蒙古人」や「ニグロ」、「ユダヤ」の家庭で養育されることはとりわけ忌避され、人種や宗教に応じた里親に委託することが必須であるとされた。孤児院の規模を縮小することを企図して進められた里親委託であるが、その里親家庭の選定に孤児の人種が決定要因とされたのである。

2. 孤児の選別—人種と精神薄弱の因果関係に関する調査

前章で述べたように、孤児救済事業を合理化するために里親委託が提唱され、里親家庭を選ぶ上で重要な選定基準となったのは、人種であった。1910年代に入ると、慈善矯正委員会は、人種に基づいた孤児救済の在り方を知能調査によって補強していくようになる。本章では、慈善矯正委員会の監修で出された『カリフォルニアにおける監獄と公立学校と孤児院の精神異常に関する調査 — 要保護・障害・非行の階級について地方状況と保護観察・教育の必要性の概説』と題された調査報告書をもとに、非白人の孤児が「科学的」根拠に基づく人種的差異を理由に問題化されていった構造を読み解くことにしたい⁶。

1) 精神薄弱者の増加に対する懸念

この調査報告の発起人となったのは「カリフォルニアの欠陥者に関する協同委員会

(State Joint Committee on Defectives in California)」であった。事務局長は慈善矯正委員会の副事務局長でもあるキャリー・パーソンズ・ブライアント夫人が務めた。また、マーティン・A・マイヤー博士も協同委員会に所属していたが、ゲイツ以後に彼も慈善矯正委員会の事務局長を務めていた。他のメンバーには、教育委員会 (State Board of Education) の役員のジョージ・W・ストーン牧師や、衛生委員会 (State Board of Health) の事務局長を務めるジョージ・E・イブライト博士、ウィルバー・A・ソーヤー博士、取締役委員会 (Board of Control) の前事務局長のジョン・フランシス・ニーラン氏の州内政府組織の関係者が集まっている。そもそも、この委員会の設立は、慈善矯正委員会の発起によるものであった。1916年に慈善矯正委員会が教育委員会、衛生委員会、取締役委員会、精神異常に関する委員会のメンバーを集め、後述するような州内における精神薄弱者の問題について会談を行ったことが直接的な委員会の設置の契機となったのである (Terman et al. 1918, 5)。この調査に関しては慈善矯正委員会と教育委員会から財政援助がされ、必要な経費がまかなわれた (Terman et al. 1918, 5)。

「精神異常」の調査チームの主なメンバーは次のような人々で構成された。ホイットイアール州立学校、調査部長のJ・ハロルド・ウィリアムズ博士、ロサンゼルス州立師範学校、心理学部学長のグレイス・M・フェルナルド博士、そしてスタンフォード大学、教育学教授のルイス・M・ターマンの三人である。ターマンは、最終報告書の編集を行うなど、とりわけ調査の中心的な役割を担っていた (Terman et al. 1918, 5)。ターマンは、ビネー・シモン式知能検査を改良し、スタンフォード・ビネー検査として知られるアメリカ版の知能検査を作成した心理学者として知られ、知能指数 (IQ) という用語を創始した人物である。調査の2年前にあたる1916年には『知能の測定 (*The Measure of Intelligence*)』を発表し、アメリカにおける知能調査の実施に寄与した。

調査が実施された1918年当時は精神薄弱が社会問題として取り上げられた時代であり、精神欠陥者は社会にとっての「脅威」としてみなされていた (トレント 1994=1997b, 21)。報告書の冒頭の序にあたる部分には次のように述べられている。

精神薄弱の脅威に対する全米的覚醒は現在の国民一般の思想のもっとも顕著な動きの一つである。精神異常の問題に対する注目が徐々に集まっている。この注目は大まかには二つの分野に及んでいる。一つは、精神薄弱を社会問題として集中的な研究がされ、結果として調査の数が増えていったこと。二つ目は、施設における精神欠陥とその教育可能性に関する研究である (Terman et al. 1918, 5)。

そして、精神薄弱の増加に対する懸念が以下のようなかたちで表出される。

調査や研究によって発見される精神欠陥者の数は増加する一方で、保護のためにさ

らに対策をとる必要性は、ますます緊要なものとなっている。少年院や院外扶助の郡役所、州立施設、民間人からの要求は、カリフォルニアの精神薄弱者に対する保護観察と教育的ケアへの現在の対策がまったく不十分なものであるという事実を曝け出している (Terman et al 1918, 5)。

公には以上のような理由で、複数の州政府組織によって構成される協同委員会が、慈善矯正委員会を中心として設置されたのである。委員会の義務は、カリフォルニアの精神欠陥に関する調査を保障することとし、州内の状況の判断材料として調査を用いるのだとしている (Terman et al. 1918, 5)。慈善矯正委員会は施設における精神薄弱者に注目し始めていた。州が研究へ関与し、結果を利用するために精神薄弱の研究を後押ししていたのは明白である。報告書に収められている4つの調査は目次順に以下の通りである。

『カリフォルニアにおける監獄と公立学校と孤児院の精神異常に関する調査』の目次⁷

調査のタイトル	調 査 者	ページ数
州協同委員会の報告		1
一連の155人の収容者の知能テストに基づく、サンクエンティン受刑者の部分的心理学調査	ルイス・M・ターマン, PhD. H・E・ノリン	14
カリフォルニア州X郡の公立学校における遅進児と精神薄弱児	ルイス・M・ターマン, PhD. バージル・ディクソン ラウリー・ハワード	27
カリフォルニア慈善施設における孤児と未婚の母親の知能	J・ハロルド・ウィリアムズ, PhD.	37
Yホームにおける75人の児童の知能検査	グレイス・M・フェルナルド	6

サンクエンティン刑務所の調査と、公立学校の調査はターマンが担当し、児童施設の二つの調査をウィリアムズとフェルナルドが分担した。報告書のなかで割かれているページ数を見ても、ターマンとウィリアムズの研究が報告書の中心であったことがわかる。本章では「カリフォルニア慈善施設における孤児と未婚の母親の知能」に関する調査に焦点をあてていくこととする⁸。

2) 白人と非白人の差異化—孤児と未婚の母親に関する知能調査

調査を行ったのはホイッティアー州立学校の調査部で、ウィリアムズが部長を務め、調査報告書をまとめた。調査は、要保護児童のホームが4施設と未婚の母親向けのマタニティ・ホーム⁹の計5つの施設で実施され、150人の孤児と12人の女性たちが調査対象となった。慈善矯正委員会の調査部に調査依頼がなされ、同委員会が中心となって進め

ていたことが確認される。調査の目的については次のように述べられている。

ここで示されるデータはカリフォルニア州慈善矯正委員会の求めで、精神発達に関して、要保護階級の状況を突き止める目的で収集された。1916年6月10日までの委員会による年次報告では、そのころ州の管理のもとに民間施設に5,324人の児童がいたことが示されている。これらに加え、多くの若い未婚の母親たちが、民間のマタニティ・ホーム — これもまた委員会の管理のもとにあった — へ運ばれた。これらの子どもと母親の何割が有用で法に忠実な市民へと発展しうるか、何人が州の預りものであり続けるのか、そして社会的要保護者の明らかな増加傾向に対してどのような社会的条件がもっとも貢献するか、これらは今までのところ解決されていない問題である。カリフォルニアでこれらの要保護者の任意抽出集団の精神発達に関するデータを示すことが本報告の目的である。明らかになったことの多くは、州内の類似施設の人々に対して一般的に当てはまり、そのようなデータ収集は要保護にまつわる社会問題を理解する際に実質的な助けとなると考えられる (Terman et al. 1918, 46)。

施設にいる子どもと未婚の母親という「社会的要保護者」たちのデータを、精神発達の指標から「科学的」に集めようとしたのがこの調査であった。「有用で法に忠実な市民」となりえず、州の「預りもの」となる子どもや女性と、「社会的条件」との関連性を見出すことが課題とされたのである。

このような課題のもと、「要保護階級」の精神発達の状況を示そうとした調査であることを踏まえつつ、次に調査の概要を見ていきたい。それぞれの被験者に対して個別の臨床検査が行われ、30分から1時間かけて助手が逐語的に記録をとる形式で行われた。1. 知能検査、2. 身体・病歴の記録、3. 家系図を含む遺伝のデータ、4. 幼少期の環境、5. 学業進捗のデータ、6. 施設内外での行いのデータが記録された。(Terman et al. 1918, 47)。調査では、精神年齢と知能指数の2種類のデータが中心に分析された。まず、精神年齢の調査では、半年ごとの精神年齢によって配列された150人の孤児のテスト結果が示され、次のように述べられている。

これらの子どもの実際の年齢(暦年齢)は4歳から17歳半の範囲にある。精神年齢は2歳から17歳の範囲である。暦年齢の中央値は10歳半である。精神年齢の中央値は9歳である。これは、公立学校から無作為に選ばれた同じ年齢で同じ人数の子どもから予想される値から、集団が1歳半遅れていることを示す。当然、これはテストを受けたすべての子どもが年齢未満であることを意味するものではない。テストを受けた者の半分以上は年齢相当かそれ以上であった。一般的な人々のなかに見ら

れるより、幾分大きい割合で精神薄弱や境界線事例が存在するため、無作為の生徒よりも、若干低い平均をもたらしたのである (Terman et al. 1918, 48)。

孤児のなかに精神薄弱児やそのボーダーラインの子どもの割合が多く、そのため精神年齢の平均が低いとしている。さらに、未婚の母親の精神年齢は「暦年齢よりずっと低く」、対象となった女性たちは二人を除いて年齢的にも身体的にも大人であるにも関わらず、精神年齢の中央値はほんの12歳だったと述べる (Terman et al. 1918, 48-49)。

知能指数に関しても、結論は非常に似通ったものだった。150人の孤児の知能指数を調べた結果は、0.45から1.22の間に分布し、中央値は0.94であった。0.70以下が精神薄弱、1.10以上が優秀とされ、0.92から1.10の範囲に属するものは平均であるとされた (Terman et al. 1918, 51)。この結果は、公立学校の子どもの子どもに比べて、優秀な子どもが少なく、精神薄弱の子どもが多いことを示すものであった (Terman et al. 1918, 50)。そして、5つの調査対象施設のなかで未婚の母親向けのマタニティ・ホームがもっとも低い値を示したという。精神薄弱の割合は、無作為に選ばれた子どもの2%であったのに対し、孤児の場合は6%、未婚の母親は41.6%である対比され、「孤児と未婚の母親の集団が平均的な学童より劣っていることは明白」であると結論づけられた (Terman et al. 1918, 52-53)。孤児に関しては150人、未婚の母親はほんの12人という少数を対象とした調査だったのであるが、孤児と未婚の母親の精神年齢と知能指数の低さがこの調査によって「証明」されたのである。

孤児と精神薄弱の関係性は、「親の状況」に関する分析でも強調される。それによれば、両親ともいない完全な孤児は調査対象となった施設のなかで7%ほどであったのだが、両親あるいは片親がいる子どもに比べて、完全な孤児の精神薄弱児の割合が高いという。調査では、精神薄弱を示す8人のうち、5人が完全な孤児であり、親の不在という状況と精神薄弱の相関性を強調する (Terman et al. 1918, 76)。

さらに、報告書では精神薄弱の遺伝的性質を指摘する。ある家庭の家系図を示して、「精神薄弱で不道德な」母親を持つ4人の子どもたちはそれぞれ以下のように説明される。

彼女の4人の子どもは精神薄弱で、おそらくそれぞれ別の父親がいた。彼女の2番目の夫はおそらく精神薄弱だった。2人目の子どもは結核を持つ精神薄弱で、公立病院にいる。3人の娘は皆、不道德 (immoral) である。1番上は踊り子で芸人であり、望ましくない性格である。2人の年下の娘たちは施設にいる。どちらも明らかに精神薄弱で、それぞれIQは0.56と0.72である。もしこの子どもたちが青年期、管理下におかれなければ、1つか2つ次の世代が加えられ、図に現れることは想像に難くない (Terman et al. 1918, 69)。

この家族では2番目の息子が結核を患っていたのだが、精神薄弱が、「結核」などの病気や女性の「不道德」とここでは関係づけられている。また、それだけではなく、青年期に管理下において、精神薄弱の子どもの増加を阻止しようとする意図も表れているといえる。「遺伝の影響」とされた報告書のこのセクションでは、「精神薄弱がほとんどの事例において遺伝が原因であることは今や定着した事実である」として、遺伝と精神薄弱の関係性を疑いのないものだとウィリアムズは断定する (Terman et al. 1918, 68)。少年非行、不道德、依存性等の社会問題は当時の研究において遺伝と関係があるものと理解され、孤児の適切な保護と教育が希求された (Terman et al. 1918, 70)。非行などの「社会的問題」と精神薄弱の関係性について、ウィリアムズは次のように主張している。

孤児院で保護されるにしても、14歳を過ぎるとすぐに、自力でやっていくようにさせ始めるのが現在の慣習である。精神薄弱のもっとも悲惨な結果が生じてくるのは、この自己への転換 (self-shifting) である。精神薄弱の通常の事例がそうであるように、12歳未満の子どもの知能で発達が止まっている者が非行少年や犯罪者、売春婦、貧困者、浮浪者として社会の負担にならずに生き延びていくことはできない (Terman et al. 1918, 54)。

つまり、精神薄弱者が孤児院を出所後に自活させようとした結果、非行少年や犯罪者、売春婦、貧困者、浮浪者といった「社会の負担」となっていくのだとされ、そうした状況を予防するためにも、孤児たちを保護することが意義付けられていく。

さらに、重要なのは、「人種の違い」という小見出しで、白人と非白人の孤児が対比的に検証され、その人種的差異が語られる箇所である。調査対象となった150人の孤児のうち、15人が非白人で、その他は白人であった (Terman et al. 1918, 73)。15人の内訳は、1人がムラトリーの「有色人 (colored)」で、14人がメキシコ系インディアンだった。ムラトリーの少年は知能指数0.97を示したのに対して、14人のメキシコ系インディアンの子どもは、精神薄弱が2人、ボーダーラインの事例が3人、愚鈍だが正常が4人、平均的正常者が4人、優秀が1人という結果を示した。

要保護のメキシコ系インディアンの子どもがアメリカ系白人より劣っていることが、比較的人種段階が低いことが原因であるのかどうかについては、知能の人種的差異の分野をさらに拡大して研究することで確定できる。(Terman et al. 1918, 74)。

「テストが行われた際、メキシコ系インディアンの子どもには特別、不利な立場にはないということが得られたIQの範囲からわかる」とされ、メキシコ系インディアンの子どもたちに不利な条件で調査が行われたことを否定する (Terman et al. 1918, 74)。実際の

知能調査の内容は史料から確認できないが、調査員によって逐語的形式で行われた調査がメキシコ系インディアンの子どもたちの言語で行われたとは考えにくい。言語的、文化的背景を異にする孤児にとって不利ではない調査であったかどうかは疑わしい。しかしながら、調査対象となった孤児のうち、メキシコ系インディアンの「劣等性」が証明され、それによって精神薄弱は非白人の孤児の特性として関連づけられたのである。調査の結果は、慈善矯正委員会の活動に対して「科学的」な根拠を与えることによって活動を補強し、会の活動を支える重要な役割を果たした。

3) 精神薄弱児の施設隔離

以上のように、慈善矯正委員会の主導で行われた調査によって、精神薄弱の傾向が非白人の孤児のなかに見出されることとなった。19世紀後半から20世紀前半には、孤児院の保護と里親の養育のどちらが子どもたちにとって適切であるかが、児童福祉の関係者の間で議論となるが、精神薄弱に関する調査部ではどのように考えられていたのだろうか（マイヤーズ 2006=2011, 128）。

報告書のなかでウィリアムズは、精神薄弱者の増加を防ぐための解決策を提案する。

問題を解決するためには、異常者の交接をさらに広く管理していくか、もっと莫大な数の隔離施設を建造することに訴えるかが必須になる。どちらの方法をとっても、多くの反対が出るのは疑いない。もし永久的な隔離ができるなら、2つの方法のうちでは隔離施設のほうがよい。しかしながら、この隔離施設なくしては、精神薄弱にかかる経費を考えた者がわかるように、その莫大な経費は1回の投機にしてはあまりに高すぎる（Terman et al. 1918, 54-55）。

ここに表れているように、ウィリアムズは反対がでることを懸念しつつも、精神薄弱者の子どもを増やさないために隔離施設をつくることを提案している。そして次のように続ける。

精神薄弱の孤児に関する限りにおいて、問題はそれほど大きな困難はないはずなのである。州のすべての孤児の利益のために、1つか2つの大きな施設が精神薄弱の孤児のために確保してはどうか。これらの子どもたちはすでに隔離され、州の管理のもとにいる。それぞれの施設の何人かの患者を精神薄弱の要保護者の教育と管理を専門にする施設へ移動させる必要があるだけである。将来的には、個人的な寄附のいくらかが、この目的のためになされることを期待すれば、児童福祉事業が莫大な恩恵を受けることは疑いない。当然、半永久的な観察保護の問題となるのは、そうした準備をどうするかである（Terman et al. 1918, 55）。

このように、報告書の内容は調査の結果に基づき、州の児童福祉政策として精神薄弱の孤児のための隔離施設を建設することが提案された。前述したように、「正常な」白人の子どもたちに関しては、里親委託を行うことが進められた一方で、精神薄弱の子どもたちに関しては孤児院での施設保護の方針が維持されたのである。これは、1909年のホワイトハウス会議で確認された専門家たちの意見とも一致するものであり、知的障害のある子どもたちは他の身体的障害を有する子どもたちとともに、施設に収容されることが適切であるとされたのである（マイヤーズ 2006=2011, 136）。

1909年にゲイツによって人種別の里親委託が提起されていたが、ウィリアムズは理想とされる家庭と施設のあり方についてどのように考えていたのだろうか。報告の後半で、「施設とモラル」という見出しで次のように述べる。

どの程度、施設が家庭に代わって子どもの利益と発達のためになるかは、多くの議論的的となってきた。最良の施設は遠大な影響をもち、平均的な家庭に比べて利点をもつと考える者は、施設の手法では決してまねることのできない家庭生活の恩恵を見落とす傾向があるようだ。その一方で、家庭のほうが優れているという自信を持つ者は、多くの施設の子どもが以前いたような家庭を取り巻く多くの事実を見落としている（Terman et al. 1918, 78）。

施設は家庭生活の「恩恵」に勝るものではないという点で、ゲイツと共通する施設観、家族観を有している。だが、その一方で、施設にいる子どもが育った家庭はゲイツの言う「不完全な家庭」であって、欠陥のある家庭に育つよりは施設のほうがよいとした。「遺伝や環境の影響を受けていることを考えれば、怒りっぽく不道德で、虐待をするような親がおらず、毎日3回健康な食事を与えてくれる設備の整った衛生的な施設が、一部の家庭よりも子どもにとってずっとよい場所である」という（Terman et al. 1918, 78）。

家庭が愛情と協同と献身の場であるべきというのは、多くの子どもたちにとって意外な新事実である。さらに、すべての家庭が子どもにとって理想的な場となりうると想定することは、変わることはない重要な事実を完全に見落とすことである（Terman et al. 1918, 78）。

つまり、すべての家庭が「愛情と協同と献身」の場となることは不可能で、そうした家庭の子どもたちにとって毎日3食が保障され、衛生的な施設で生活することは必須であると。このような立場からは、ウィリアムズの考えが家庭の重要性を説きつつも、非白人の家族のような基準に満たない家庭の受け皿として施設に存在意義を見出すものであった。

本章で論じてきたように、カリフォルニア州の児童福祉政策は知能調査を利用して、孤児のなかに精神薄弱児を発見し、白人と非白人の差異を作り上げていった。これらの調査をもとに慈善矯正委員会は、非白人を差別化し、隔離と保護対策を行う「科学的」根拠を得たのであった。

おわりに

本稿で明らかになったことは、まず、1900年代末のカリフォルニア州において移民の流入が危惧され、慈善矯正委員会でも対策が講じられていたことである。特にカリフォルニア州では施設における孤児の過収容が問題であったため、新施策として里親委託が奨励され、人種に見合った家庭を選定することが慈善矯正委員会の事務局長であるゲイツによって提案された。こうした人種に基づく孤児対策は、1910年代に実施された知能調査によって「科学的」根拠を得た。非白人孤児の中に精神薄弱児が高い割合で見出され、隔離施設を新たに設け、増加を阻止することが示唆されたのである。つまり、「正常」な知能を持つ白人の子どもたちには里親委託が推進され、精神薄弱の多い非白人の子どもたちは施設に隔離するという人種に基づく孤児救済の方策が示されることとなった。

1900年代から1910年代を通して人種主義に呼応する孤児救済が進められ、1925年に慈善矯正委員会は公共福祉局 (State Department of Public Welfare) とその名称を変更し、児童保護施設に対する管理権をさら強めることとなった (SDPW 1926, 10)。例えば、新規定として子どもの養育に従事するローカル組織を認可団体として割り当てる権限が局に与えられ、局は施設やホームを管理した。認可団体は12ヶ月ごとに許可証の再発行を受けることが義務付けられ、公共福祉局の要求する資格を満たしていることが条件とされるようになり、条件を満たしていないものは地方検事によって起訴される場合もあった。慈善矯正委員会から公共福祉局への組織の昇格は、収容施設への管理強化を意味していたといえよう。

1929年の大恐慌に続く1933年のニューディール政策を目前にして、慈善矯正委員会は移民孤児対策に積極的に取り組んでいた。公共福祉局への部局改変に見られる孤児救済施設に対する権限強化という点からも、移民孤児対策は1930年代の福祉国家体制への接続点と位置づけられる。本稿では、慈善矯正委員会から公共福祉局へと展開する際の理念や機能の変容について論じることができなかったが、それについては今後の課題としたい。

引用文献

- Gates, W. Almont. 1909a. *Oriental Immigration on the Pacific Coast: An Address Delivered at the National Conference of Charities and Correction at Buffalo, New York, June 10, 1909*, San Francisco: Allied Printing Trades Council.
- Gates, W. Almont. 1909b. *The Dependent Children of California: An Address Delivered at the Children's Conference in San Francisco, October 16, 1909*.
- 今岡健一郎 1978 「20世紀初頭のアメリカ救貧院の実態 — アメリカ社会事業史の一段面」『淑徳大学研究紀要』12: 1-35
- 小林清一 1999 『アメリカ福祉国家体制の形成』ミネルヴァ書房
- 佐藤千登勢 2013 『アメリカ型福祉国家の形成 — 1935年社会保障法とニューディール』筑波大学出版会
- Slingerland, William H. 1916. *Child Welfare Work in California: A Study of Agencies and Institutions* New York: Russell Sage Foundation.
- State Department of Public Welfare (SDPW). 1926. *Biennial Report of the State Department of Public Welfare of the State of California: From July 1, 1924, to July 30, 1926 with additional data from July 1, 1922, to July 30, 1924*.
- 田中きく代 1990 「マサチューセッツ州19世紀中葉の外国人貧民政策 — 外国人被救済貧民委員会の考察を中心に」『アメリカ研究』24: 122-142
- Terman, Lewis M., Williams, J. Harold Williams, and Grace M. Fernald. 1918. *Surveys in Mental Deviation in Prisons, Public Schools, and Orphanages in California: Brief Description of Local Conditions and Need for Custodial Care and Training Dependent, Defective and Delinquent Classes* Sacramento: California State Printing Office.
- トレント Jr., ジェームズ W. 1997a 『「精神薄弱」の誕生と変貌 (上) — アメリカにおける精神遅滞の歴史』清水貞夫・茂木俊彦・中村満紀男訳、学苑社 (Trent Jr, James W. 1994. *Inventing the Feeble Mind: A History of Mental Retardation in the United States*, University of California Press.)
- トレント Jr., ジェームズ W. 1997b 『「精神薄弱」の誕生と変貌 (下) — アメリカにおける精神遅滞の歴史』清水貞夫・茂木俊彦・中村満紀男訳、学苑社 (Trent Jr, James W. 1994. *Inventing the Feeble Mind: A History of Mental Retardation in the United States*, University of California Press.)
- マイヤーズ, ジョン EB. 2011 『アメリカの子ども保護の歴史 — 虐待防止のための改革と提言』庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子訳、明石書店 (Myers, John EB. 2006. *Child Protection in America: Past, Present, and Future*, Oxford University Press.)

〔注〕

1. マサチューセッツ州は、他州に先立って1863年に州慈善局を設置し、様々な慈善活動を統括した (マイヤーズ 2006=2011, 134)。
2. 佐藤千登勢は、ニューディール政策の一環として制定された1935年の社会保障法をアメリカ型福祉国家の始まりと見ている。ローズヴェルト政権は大恐慌に対処するためにニューディール政策を実施し、雇用対策、失業対策を行った。基幹産業に従事する白人男性労働者を社会保障法の下に組み込み、この社会保障制度の枠組みがアメリカ型福祉国家の原型となったと論じている (佐藤 2013, 193)。福祉国家体制の始まりをニューディールに見出しているという論点は、小林清一の研究でも共有されている。佐藤が白人男性労働者を社会保障制度に組み込んだと結論付けたのに対し、小林は連邦政府の救済事業の恩恵を受けたのは、特に都市の下層民であったとする (小林 1999, 313)。
3. “dependent children” は、保護を必要とする子どもという意味であり、本稿では「要保護 (dependent,

- dependency)」と翻訳している。
4. 当時、児童福祉について数多くの会議が開催され、サンフランシスコの児童会議もその一つであった。同年には「保護の必要な子どものケアに関するホワイトハウス会議」も開催されている。
 5. 「初期から孤児保護施設は、州で要保護児童の養育と教育の手段として認知されてきた。多くの優れた仕事をしてきたし、現在必要な施設である。一介の施設であると非難することが私の目的ではなく、欠陥を取り除き、弱点を強化することによって必要な箇所を改善することである。」(Gates 1909b, 3)
 6. 知的障害に関する単語は以下のように翻訳した。「精神異常 (mental deviation)」、「精神薄弱 (feeble-mindedness)」、「精神欠陥 (mental defectives)」。
 7. *Surveys in Mental Deviation* の3頁をもとに作成 (Terman et al. 1918, 3)。
 8. ターマンが担当した「カリフォルニア州 X 郡の公立学校における遅進児と精神薄弱児」に関する調査は、本稿では検討しなかったが、他州の例を見ると州立学校 (State Public School) に集められたのは、保護を必要とする子どもたちであり、カリフォルニア州でも孤児が通っていた可能性は高い (マイヤーズ 2006=2011, 130)。同調査では、公立学校において知能調査が実施され、当該学校における精神薄弱児が多いことが問題化され、その原因が移民児童の割合の高さに見出された。
 9. “maternity home” は一般的に「産院」という訳があてられることが多いが、本稿に登場するホームは妊婦や産婦を医療目的で扱う産科医院としての役割以外にも、未婚の子連れ女性を保護する役割も担っていた。本稿では、「マタニティ・ホーム」と表記する。